

# 中国の対内直接投資の動向と 外資誘致政策の変化

調査部 環太平洋戦略研究センター  
副主任研究員 佐野 淳也

1. 対中国直接投資実行額（銀行、保険、証券向け除く）をみると、2008年の924.0億ドルに対し、2009年は900.3億ドルと、ほぼ横ばいであった。外資優遇措置の見直しなどがあったものの、海外からの直接投資の流入は引き続き活発である。業種別では、製造業向けが一貫して最多であるが、2005年以降その割合は低下し、対中直接投資が製造業に集中する構造は、近年変化しつつある。対照的に、比率を高めているのは第三次産業であり、とりわけ卸売・小売向けの拡大が注目される。地域別では、東部への集中傾向は依然みられるものの、東部から近隣の内陸部、東部でも華南（広東省など）、華東（上海市など）から北方へと、投資先が分散化していく趨勢も指摘出来る。
2. 契約件数における2007年以降の減少傾向や投資地域の分散化等は、外資誘致政策見直しの動きと軌を一にしたものであるとともに、2006年～2007年にかけて胡錦濤政権が提唱しはじめた経済成長パターンの転換と強い関連性を有している。加工貿易制度の見直しや「企業所得税法」の採択は、成長パターンの転換を背景に、実施されたものともいえよう。
3. 「企業所得税法」施行前後のいくつかの通知を通じて、具体的な税率引き上げペースが明らかになるとともに、外資企業の急激な負担増の回避よりも、所得税率の一本化実現を優先し、地域特定の外資優遇措置を出来るだけ見直そうとする政府の姿勢を確認出来る。ハイテク企業の認定基準については、2008年4月の「高新技術企業認定管理弁法」等で示された。客観的かつ具体的な基準が盛り込まれており、認定作業において担当者の恣意性が入る余地は縮小したと考えられる。育成したいハイテク業種を絞り込む意図もうかがえる。
4. 2007年12月1日に施行された「外商投資産業指導目録」は、奨励したい分野、制限したい分野、いずれについても細分化している。投資主導の成長路線に伴う景気過熱や貿易不均衡（黒字）の拡大是正、省エネ・環境対策の推進といった他の政策を勘案し、「製品が全て輸出される許可類の外商投資プロジェクト」の奨励類からの削除等が見直しが行われた。最近、政府が発表した新しい外資誘致の基本政策では、産業政策と連動した企業（業種）の選別誘致、内陸部への誘導などの方針が一層明確化している。
5. 足元における景気動向や経済運営から、2011年からの「第12次5カ年計画」では、経済面でのバランス重視の指針、具体的な取り組みが数多く盛り込まれる可能性が高い。産業高度化や格差是正に資する外資企業の誘致は、今後加速するものと見込まれ、外資企業にはその点を織り込んだ対中事業戦略の策定が求められる。

## 目次

## はじめに

## 1. 対中直接投資の最新動向と構造変化

- (1) 量的推移
- (2) 業種別
- (3) 地域別

## 2. 明確化する外資誘致政策の方向性

- (1) 成長パターンの転換方針と外資誘致政策の見直し
  - 1) 「第11次5カ年計画」に盛り込まれた2つの方針転換
  - 2) 加工貿易制度を中心とする外資誘致政策の変化
- (2) 「企業所得税法」以降の法規整備
  - 1) 細則に示された外資優遇措置の見直し
  - 2) ハイテク企業認定基準の確定
  - 3) 研究開発拠点の設置等に対する税制上の優遇付与
- (3) 「企業所得税法」採択後に示された政府の外資誘致方針
  - 1) 「外商投資産業指導目録」の改訂
  - 2) 中央・地方政府による基本政策方針の発表

## 3. 「第12次5カ年計画」と外資誘致政策

- (1) 政策継続下での構造変化の進展
- (2) 他政策との相互促進作用

## はじめに

2009年春以降の中国経済の急回復を受け、胡錦濤政権は成長方式の転換や産業の高度化といった中長期的な課題に注力出来るようになった。2010年入り後、外資誘致政策において、いくつかの新方針を打ち出したことは、そうした動きの一環と位置付けられる。

2008年1月の「企業所得税法」施行など、外資優遇措置見直しの進展に、世界経済の急激な悪化が重なり、外資企業による対中直接投資の落ち込みが懸念されていた。実際、2008年10月を境に、銀行等を除いた実行ベースの対中直接投資額は前年同月を下回ったが、その落ち込みは短期的かつ軽微であった。むしろ、2年連続で900億ドル超の直接投資が中国へ流入していること、2009年8月以降投資額が前年同月比で再びプラスとなっていることに注目すべきであろう。少なくとも、胡錦濤政権にとっては、大幅な減少が回避され、外資政策改善への取り組みを促す要因になったと考えられる。

上記の問題意識を踏まえ、本稿では、対中直接投資の最新動向等を確認したい。「企業所得税法」以降の関連法規や文書から、中国政府（中央・地方）がどのような外資企業を誘致したいと考えているのか、その概要を明らかにすることが、本稿における最も重要な目的である。

構成は、以下の通りである。1. では、統

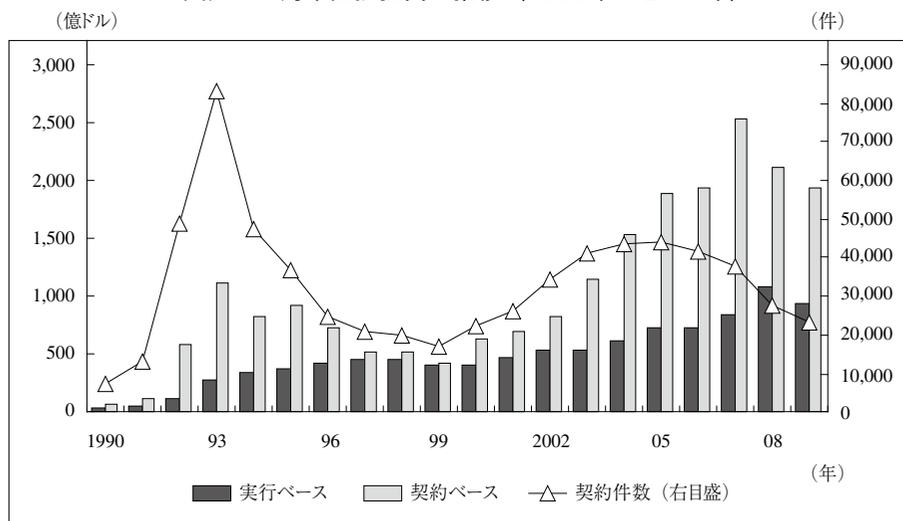
計指標を用いて、「企業所得税法」の公布、リーマン・ショック以降の金融・経済危機の後、対中直接投資にどのような変化が生じたのか、あるいは生じなかったのかなどの点を分析する。2. では、成長パターンの転換方針に伴う外資誘致政策の変化を明らかにする。「企業所得税法」採択（2007年3月）に至った背景を概観した後、中国がどのような外資企業を誘致したいと考えているのかという観点から、同法採択以降の法整備や中央・地方政府の政策方針を整理し、その特徴を指摘する。3. では、対中直接投資及び外資誘致政策の今後について展望したい。

## 1. 対中直接投資の最新動向と構造変化

### (1) 量的推移

最初に、対中直接投資の現状及び趨勢を確認しておこう。まず契約件数でみると、1990年代前半と2000年代前半の2回、直接投資件数が急増した時期（ブーム）がある（図表1）。90年代前半は、当時の最高指導者鄧小平氏の「南巡講話」によって、中国の対外開放政策の再加速の期待が高まったこと、2000年代前半は、WTOへの加盟が企業の対中進出ブームをもたらした。この2回のブームの後、件

図表1 対中直接投資の推移（1990年～2009年）



(注1) 2005年～2009年の実行ベースのみ、銀行向け等を含んだ数値を掲載。  
(注2) 2007年分より、商務部は年間契約ベース額を公表していない。ただし、2010年1月15日の商務部記者会見の際、2009年の額と前年比が示されたことから、2009年と2008年は、それに依拠した。2007年は、『中国商務年鑑』内の2007年までの累計額と2006年までの累計額から算出した。  
(資料) 国家統計局『中国貿易外経統計年鑑2009』、商務部『中国商務年鑑』、CEICデータベースなど

数はしばらく減少傾向をたどり、現状も2006年から落ち込みが続いている。ただし、2009年通年の契約件数は2万3,000件を超えており、97年～99年の低迷期あるいは1回目のブーム前を大きく上回る水準である点に留意する必要がある。

一方、契約額については、2007年の2,529億ドルをピークに減少傾向を示しているが、2009年の実績は1,935.1億ドルと、データの遡及が可能な1980年代以降では4番目に多い。契約ベースの直接投資額が1,800億ドルを超える状況は2005年から続いており、高位安定を保っているといえる。また、1件当たりの契約額が90年代以降一貫して増加基調で推移していることも注目される。

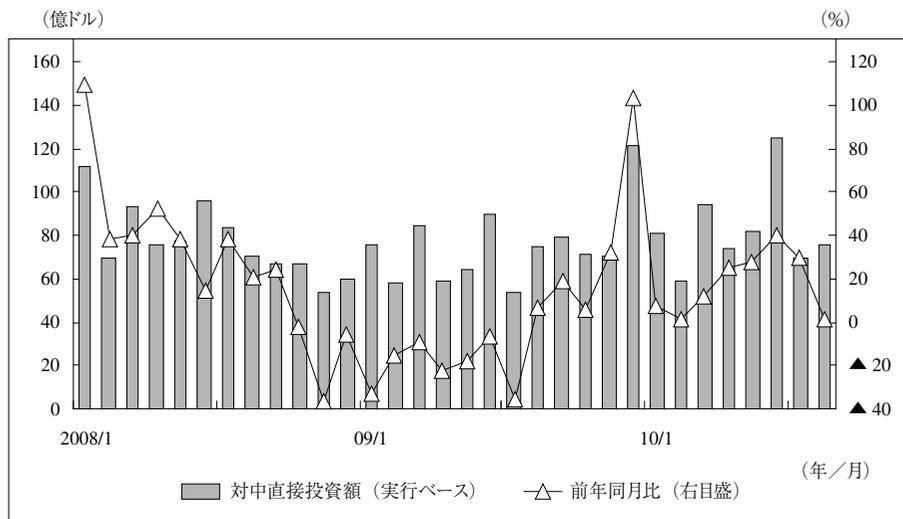
次に実行額をみると、2009年は前年比

13.2%減の940.7億ドルであった。主因は、銀行、保険、証券向け直接投資の急激な縮小である。それらを除いて比較すると、2008年の924.0億ドルに対し、2009年は同2.6%減の900.3億ドルと、ほぼ横ばいであった。過去の実行ベース額と照らし合わせてみると、規模では2008年が最大、2009年がその次に位置付けられる（注1）。

さらに、月次の実行ベースの直接投資額をみると、2008年10月から2009年7月にかけて前年同月を下回ったが、2009年8月以降13カ月連続して前年比プラスで推移している（図表2）。

とくに実行ベースにおいては、外資優遇措置の見直しや世界経済の落ち込みといった要因が相次いでいるにもかかわらず、海外から

図表2 対中直接投資額の推移（月次）



(注) 銀行、証券、保険への直接投資は含まず。  
(資料) 商務部

中国への直接投資の流入は引き続き活発であるといえよう。

## (2) 業種別

業種別（実行ベース額）では、製造業向けが一貫して最多である（図表3）。2008年に金融機関への直接投資が急増し、同年の金融・リース等向けの直接投資額は前年比65.4%増の215.5億ドルと、大幅に拡大したものの、その時でさえ、金融の倍以上の資金が製造業に投じられている。2009年は若干減少したものの、製造業向けは467.7億ドルと、2番目に多い不動産向けの3倍弱の規模に達し、他の業種を量的に大きく上回る状況は変わって

いない。

その一方、直接投資全体に占める製造業の割合では、趨勢の変化がみられる。実行ベースの対中直接投資は、1997年分から業種別のデータが公開されている。90年代後半、製造業の割合は徐々に低下し、56%まで落ち込んだものの、2000年に底打ちし、その後上昇基調で推移するようになった。中国における豊富な労働力や企業集積の進展を評価し、外資企業による生産設備の建設や移転が活発化したためと考えられる。2001年12月のWTO加盟は、生産拠点としての中国の魅力を高め、そうした動きを加速させた。2004年に製造業の割合は71%を占め、ピークを迎えたが、

図表3 業種別対中直接投資

(億ドル)

	2004年	05年	06年	07年	08年	09年
農林水産畜産	11.1	7.2	6.0	9.2	11.9	14.3
採鉱業	5.4	3.5	4.6	4.9	5.7	5.0
製造業	430.2	424.5	428.4	408.6	498.9	467.7
内、紡織	23.5	49.2	21.0	18.4	18.2	13.9
内、化学原料・製品製造	26.6	28.1	26.4	28.9	41.2	39.9
内、製薬	6.7	5.5	5.2	6.0	6.6	9.4
内、汎用機械製造	21.7	20.3	19.6	21.5	35.1	29.9
内、専用機械製造	19.0	19.4	18.8	23.1	28.2	25.8
内、電子・通信設備製造	70.6	77.1	81.7	76.9	84.5	71.7
電気・ガス・水道	11.4	13.9	12.8	10.7	17.0	21.1
建設	7.7	4.9	6.9	4.3	10.9	6.9
交通運輸・倉庫・郵便電信	12.7	18.1	19.8	20.1	28.5	25.3
情報通信、コンピュータサービス、ソフト	9.2	10.1	10.7	14.9	27.7	22.5
卸売・小売	7.4	10.4	17.9	26.8	44.3	53.9
ホテル・外食	8.4	5.6	8.3	10.4	9.4	8.4
金融、リースなど	30.8	160.5	114.3	130.3	215.5	65.3
不動産	59.5	54.2	82.4	170.9	185.9	168.0
その他サービス	12.6	11.1	15.0	24.1	27.3	41.9

(注) 2005年～2009年の金融には、銀行、証券、保険向け直接投資を含む。  
(資料) 商務部、国家統計局

2005年以降年々低下し、2009年には51.9%と、5割の大台割れ目前まで低下している。銀行、保険、証券向けを含めた場合、シェアは2007年から3年連続で40%台後半（46.1%～49.7%）にとどまっており、製造業へ対中直接投資が集中する構造は、近年変化しつつあるといえよう。

製造業と対照的に、比率を高めているのが第三次産業である。不動産や金融向けの規模の大きさに目を奪われがちだが、卸売・小売向け直接投資額の増加傾向（2004年7.4億ドル→2009年53.9億ドル）及び全体に占める割合の上昇持続（2004年1.2%→2009年5.7%）は、業種別対中直接投資における新しい特徴の一つと位置付けられる。卸売・小売ほど顕著ではないにせよ、情報通信・コンピュータサービス及びソフト向け直接投資額の拡大と全体に占める割合の上昇傾向も、指摘出来る。サービス産業への外資の参入が近年活発化した理由として、①WTO加盟時に公約したサービス関連の市場開放措置の実施、②経済の急成長や所得の増加に伴う市場としての中国に対する期待感の高まりなどの要因があげられる。

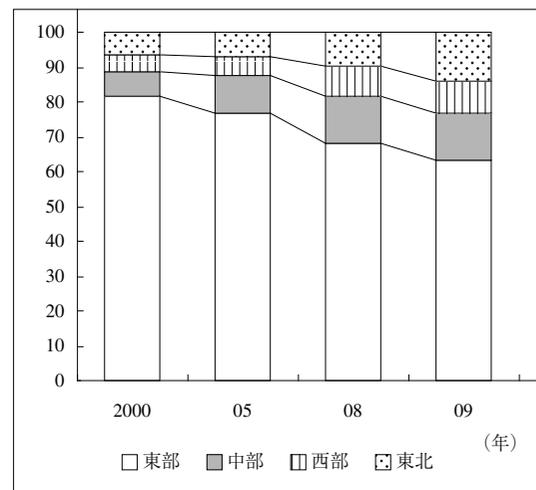
### (3) 地域別

対中直接投資（実行ベース）を東部、中部、西部、東北の4つの地域に分類した場合、対外開放された時期が早く、経済発展の進んだ東部に集中する傾向が続いている（注2）

（図表4）。ただし、他地域への直接投資が近年急伸しているため、全体に占める東部の割合は、2000年の81.4%から2009年には63.0%へ、18.4%ポイント低下した。

東部以外の地域を細かくみると、2000年から2009年の期間中、西部のシェアは4.9%ポイント（2000年4.6%→2009年9.5%）、東北は同7.1%ポイント（2000年6.7%→2009年13.8%）、中部は同6.4%ポイント（2000年7.3%→2009年13.7%）、それぞれ拡大した。「西部大開発」、「中部崛起」、「東北振興」と呼ばれる地域振興策の進展を通じて、インフラ整備

図表4 対中直接投資の地域別構成比 (%)



(注1) 地方政府発表分（「外商その他投資」を含む場合もあるため、合計額は中央政府発表額を上回る）の実行ベースで算出。

(注2) 中部、西部、東北は、中部崛起、西部大開発、東北振興の対象地域となった省、自治区、直轄市をそれぞれ指し、東部は、そのいずれにも含まれなかった省及び直轄市を指す。

(資料) CEICデータベース、ジェトロ『日刊通商弘報』（2010年3月29日付け記事）など

などの投資環境は改善され、外資企業が内陸部にも進出していく状況を看取出来る。

中部では安徽省、東北では遼寧省への対内直接投資額が急増し、全体に占める割合の上昇も、顕著である。安徽省は、中国で最も豊かな長江デルタ地域(上海市、江蘇省、浙江省)に隣接している。遼寧省は地理的には東部(沿海部)であり、外資導入にも積極的であったことに加え、工業地帯としての一定の産業基盤や人材を有していたことが外資企業による投資の急増につながったと推測される。

他方、東部地域では、広東省、福建省、山東省の割合が足元で低下する一方、天津市の占める割合は上昇した(2000年2.9%→2009年5.8%)。広東や山東などでの割合低下については、2008年末～2009年後半にかけての輸出不振という一時的な要因も考慮する必要がある。また、天津市の場合は、濱海新区やエコシティーといった国家プロジェクトの始動が外資企業の進出を後押ししたとみられる。

これらを総合すると、東部から近隣の内陸部、東部でも華南(広東省など)、華東(上海市など)から華北へと、投資先が分散化していく趨勢を指摘出来る。

(注1) 2005年分以降から、銀行向け等を含めた実行ベースの直接投資額が公表されるようになった。そのため、2004年以前のデータと比較する際、本稿では基本的に銀行向け等を除いたもので検討した。

(注2) 本稿における地域区分は、地理的な基準ではなく、地域振興策の対象地域ごとに分類(東北、中部、西部)したものであり、そのいずれにも含まれない北京市や広東省など、10の省及び直轄市を東部と総称している。

## 2. 明確化する外資誘致政策の方向性

### (1) 成長パターンの転換方針と外資誘致政策の見直し

#### 1) 「第11次5カ年計画」に盛り込まれた2つの方針転換

契約件数における2007年以降の減少傾向や投資地域の分散化は、外資誘致政策見直しの動きと軌を一にしている。また、一連の政策見直しは、2006年～2007年にかけて胡錦濤政権が提唱しはじめた経済成長パターンの転換との強い関連性も指摘出来る。これらを踏まえ、以下では、①成長パターンの転換表明に伴う外資誘致政策への影響、②「中華人民共和国企業所得税法」(以下、「企業所得税法」)以降の関連法規の整備、③「企業所得税法」施行後に発表された産業目録や外資誘致方針の3つの側面から、中央及び地方政府の外資誘致政策の変化を明らかにしたい。

まず、「第11次5カ年計画」などの公式文献用いて、成長パターンの転換方針が外資誘致政策の見直しにどう影響したのか、整理しておこう(注3)。「第11次5カ年計画」については、「中国が目覚ましい経済発展を遂げたことを自画自賛」しながらも、「①投資と消費の不均衡、②過剰生産、③エネルギーの過剰消費と環境汚染の深刻化、④都市—農村および沿海—内陸間の格差拡大、(中略)といっ

た問題が顕在化してきたことを認めた」と指摘されている（注4）。実質GDP成長率で見ると、2003年以降前年比10%を超える状態が続き（2007年まで）、規模のうえでは世界有数の経済大国へと躍進した半面、その高成長は投資と輸出に大きく依存したものであった（図表5）。さらに、格差拡大への不満、環境汚染や資源浪費に対する懸念なども高まり、胡錦濤政権は上述の指摘があげられた課題への対応を迫られていた。

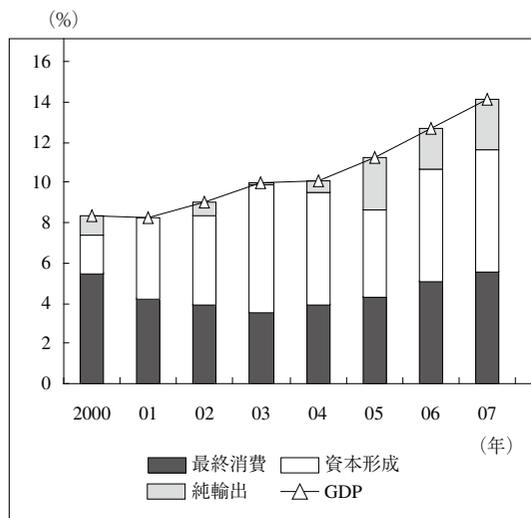
こうした対応策の柱として提起されたのが、成長パターンの転換である。「第11次5カ年計画」では、「経済成長を主に投資と輸出によってけん引されるものから、消費と投資、内需と外需が調和してけん引するもの」

への転換という方針が明記された。その前の部分では、「内需拡大に立脚して発展を促進」、「内需特に消費需要の拡大を基本的立脚点に」などの文言も盛り込まれており、投資・輸出主導型から消費主導型成長への転換を表明したものと見えよう。「地域間の調和のとれた発展」や「経済の発展と人口、資源、環境の調和」に取り組むことも、今後5年間の方針と位置付けられた。

また、「第11次5カ年計画」は、4分野22項目の数値目標を拘束的目標（行政手段や資源配分を通じて達成していかなければならない目標）、見通し的目標（予測値であるとともに、努力目標の要素が強い）の2つに分類した。主要汚染物質の排出や単位GDP当たりのエネルギー消費の削減については、拘束的目標として掲げられたが、GDP成長率は見通し的目標に含められたうえ、年平均7.5%と、当時の実勢に比べて低めの水準に設定された。量的拡大に固執せず、成長パターンの転換や質的改善に取り組もうとする中央政府の姿勢がうかがえる。

他方、外資誘致政策関連について、「第11次5カ年計画」は「対外開放の基本国策を堅持」という表現を使い、現行路線継続の意向を強調した半面、「外資利用の質的向上」や「各種企業の租税政策の統一」などの方針も提唱した。「招商引资」、すなわち「外資ならすべて歓迎する」との立場から、地場企業に比べて低い法人税（企業所得税）率の適用を優遇

図表5 需要項目別成長寄与度  
（「第11次5カ年計画」始動当時）



（資料）国家統計局

措置の中心に掲げ、外資企業の誘致活動が進められていた経緯を勘案すると、政策の見直しを示唆したものといえよう(注5)。さらに、外資企業を原則歓迎する政策は、高成長路線の一環として実施されたと考えられる。したがって、外資誘致政策の見直しは、成長パターンを転換し、バランス重視と成長持続の両立を目指す胡錦濤政権の基本方針に沿った動きと解釈出来る。

2006年11月には、国家發展改革委員会が「外資利用第11次5カ年計画」を発表した(注6)。これは、中国政府による初の外資利用に限定した5カ年計画であった(注7)。主な特徴は「各種企業の租税政策の統一」、すなわち内・外資企業の税制一本化を改めて盛り込んだことである。加えて、中西部や東北地域向け、あるいは技術水準の向上に資する投資の奨励を打ち出したことも注目された。

## 2) 加工貿易制度を中心とする外資誘致政策の変化

次に、「第11次5カ年計画」や「外資利用第11次5カ年計画」で提起された外資誘致政策の方針転換に沿って、個別の措置や制度を具体的にどのように見直したのかについて整理する。以下では、とくに重要と考えられる2項目に絞って、その変化を指摘したい(注8)。

第1に、内・外資問わず、企業所得税率を原則25%に一本化する「企業所得税法」が全国人民代表大会(国会)で採択(2007年3月

16日)されたことである(注9)。「企業間の税負担が異なり、不公平になっている」状態が「企業所得税法」の成立を促したのは間違いないであろう(注10)。ただ同時に、従来は、そうした状況の是正よりも、対中直接投資の拡大を通じた経済成長の加速が優先され、政府は外資企業へ優遇措置を付与してきた。むしろ、胡錦濤政権が成長パターンの転換など、量的拡大を過度に追求しない方針を示したことで、外資企業に対する優遇税制見直しによる税率一本化への流れが事実上確定したと考えられる(「企業所得税法」の問題点については、後述)。

第2に、加工貿易制度の調整である。加工貿易は、「海外から全部または一部の原材料を国内の企業が輸入し、加工を行った後完成品を海外に輸出する貿易形態」である(注11)。一般貿易と比較して、輸出入関税の免除、増値税還付率などのメリットを享受出来るため、「加工貿易制度は外資系企業の投資を呼び込み、中国経済の成長を牽引する重要な役割」を担ったと評価されている(注12)。半面、「環境問題等の諸問題を生んだ」とも指摘されている(注13)。貿易摩擦(輸出の約半分が加工貿易)の緩和や産業高度化推進の観点から、加工貿易制度の見直しが必要との認識は高まっていた。

これに対して、政府は2006年以降「加工貿易制限類商品目録」や「加工貿易禁止類商品目録」を相次いで改訂して掲載品目数を増や

した。また、沿海部（東部）では、新規参入を原則として認めない、保証金の事前納付制度を厳しくするなど、加工貿易企業の退出や転廃業を促す措置を講じるようになった。その一方、中西部では目録を除けば、規制強化に向けた取り組みは行われなかった。さらに、商務部と国家開発銀行（政策銀行の一つ）は、「中西部地域における加工貿易傾斜移転受け入れ支援についての意見」（「関于支持中西部地区承接加工貿易梯度承受移轉工作的意見」）を2007年11月22日付けで発表し、2010年までに50カ所の加工貿易企業の重点受け入れ地を選定し、国家開発銀行（政策金融機関の一つ）からの融資を活用しながら、東部からの加工貿易企業（外資を含む）の移転を促す政策を示した（注14）。

ところが、2008年後半以降の急速な輸出の落ち込みを受け、中国政府は方針を大きく転換させる。「加工貿易制限類商品目録」及び「加工貿易禁止類商品目録」掲載品目の削減や関連措置の緩和を通じて、加工貿易（企業）を再び支援するようになったのである。とりわけ、制限類目録からの削減数は1,730品目と多く、加工貿易抑制の流れは大幅に押し戻されたといえよう。重点受け入れ地に関しても、2007年に9カ所、2008年に22カ所を認定した後、選定作業は足踏み状態になったと推測される（図表6）。

2010年に入り、中西部への産業移転促進に向けた政府の取り組みは、より包括的（地場

図表6 加工貿易傾斜移転重点受け入れ地

省・自治区・直轄市	場所（市）
山西	太原、侯馬経済技術開発区
安徽	合肥、蕪湖、安慶
江西	南昌、カン州、吉安、上饒
河南	新郷、焦作、洛陽、鄭州
湖北	武漢、宜昌、襄樊
湖南	郴州、岳陽、永州、益陽
内モンゴル	バオトウ
黒龍江	ハルビン
広西	南寧、欽州
海南	海口
四川	成都、綿陽
重慶	重慶
雲南	昆明
陝西	西安
寧夏	銀川

（資料）商務部など

企業も含む）な施策として動きはじめた。加工貿易関連の措置は伴っていなかったものの、44品目の「加工貿易禁止類商品目録」の追加が9月下旬に発表され（11月1日施行）、抑制再開の兆候がみられるようになった。

## (2) 「企業所得税法」以降の法規整備

### 1) 細則に示された外資優遇措置の見直し

前項で言及したが、2007年3月16日、「企業所得税法」が全国人民代表大会で採択され、2008年1月1日より施行されることになった（注15）。同法の成立は、税制上の優遇措置を誘致活動の大きな柱としてきた中国の外資政策にとって、重大な方針転換と位置付けられる。そこで、「企業所得税法」採択後の法整備から、内・外資企業の企業所得税率一本化の進展状況、外資企業の中国進出に資する措

置の有無や内容等を検証したい。

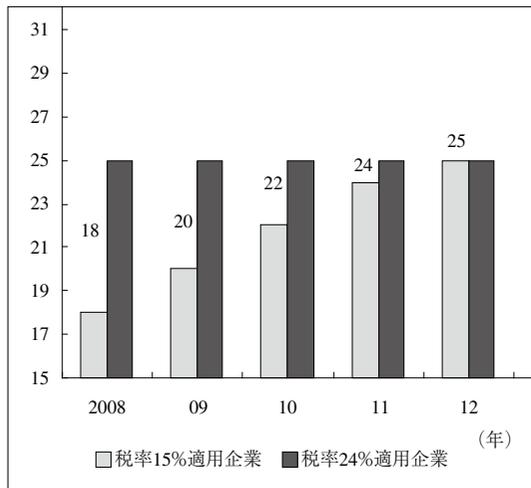
「企業所得税法」は、第4条で「企業所得税の税率は25%とする」と規定した。第1条から第3条では、企業所得税の納付義務のある企業について定義し、外資企業は内資企業と同じ税率（25%）が適用されることを明確に示している。ただし、それ以外の項目では曖昧な部分がみられ、外資企業は対応に苦慮した。例えば、第57条では、優遇税率を施行後5年間で「この法律の定める税率」、つまり25%まで引き上げるよう規定しているが、引き上げのペースに関しては「徐々に」としか書いていなかった。そのため、2008年～2011年（場合によっては2012年）の具体的な税率が不明であった。同28条では、「国が重点的に支援する必要のある高技術企業（いわゆるハイテク企業）には、15%の軽減税率で企業所得税を徴収」と規定されている。ハイテク企業への優遇方針を示したものであるが、「国が重点的に支援する必要」があるか否かの認定基準について、「企業所得税法」は何も規定していない。公布に合わせて提示されることもなかった。こうした事情から、「企業所得税法」の実施細則の内容とくに、引き上げペースやハイテク企業認定基準などに関する具体的な基準や数値の言及度合いが政府の新しい外資誘致政策の重点や方向性を明示するものとして、注目されるようになった。

2007年12月6日、「中華人民共和国企業所

得税法实施条例」（以下、「实施条例」）が公布された（注16）。「实施条例」では、「企業所得税法」第28条で20%の優遇税率を享受出来る「小型薄利企業」の具体的な基準（工業企業の場合、年間課税所得30万元、従業員数100人、資産総額3,000万元を下回ることなど）が盛り込まれた。研究開発費用の割増控除基準及び割増率（「企業所得税法」第30条）なども、明記されている。半面、優遇税率の引き上げペースに関しては、全く言及されなかった。ハイテク企業の認定基準も、「实施条例」第93条でハイテク企業を「核となる自分の知的財産権を所有する企業」と定義したものの、認定基準の具体的な内容は明らかにされなかった（ハイテク企業の認定基準については、後述）。

「企業所得税法」施行の6日前、すなわち2007年12月26日付けで、2つの通知が国务院から出された。1つ目は、「企業所得税過渡的優遇政策実施に関する通知」（注17）である。この通知では、従来15%あるいは24%という優遇税制を適用されていた企業に対する2008年以降の税率引き上げペースが初めて具体的に示された（図表7）。すなわち24%を適用されていた企業の場合は猶予期間を置かず、2008年から「企業所得税法」上の税率である25%へ引き上げられることになった。また、15%を適用されていた企業の場合、2008年は3%ポイント、その後の3年間は2%ポイントずつ、2012年に1%ポイント引き上げ、

図表7 企業所得税率の段階的引き上げ  
(%)



(注) 図表内の数値は、15%適用企業の当該年の税率。  
(資料) 中国政府公式サイト「企業所得税過渡的優遇政策実施に関する國務院の通知」(2007年12月26日付け公布)

最終的に25%の税率に移行することが明文化された。加えて、企業所得税の減免に関する経過措置適用の対象を「2007年3月16日」、すなわち「企業所得税法」公布日までに登記を終えた企業に限定し、その時点で手続きが完了していなかった企業は含まれないことになった。外資企業の急激な負担増の回避よりも、所得税率の一本化実現を優先したい政府の意向が強く感じられる。

2つ目は、「経済特区及び上海浦東新区の新設高技術企業が過渡的税制優遇を実施することに関する通知」である(注18)。ここでは、経済特区と上海浦東新区で2008年1月1日以降登記されたハイテク企業に対し、2免3減の軽減措置を適用することが明らかとなった。ただし、従来の2免3減が利益計上

した年から2年間の企業所得税免除、その後の3年間は優遇税率からの半減であったのに対し、この通知では「生産経営所得を所得した年」から免除とされ、黒字を計上していなくても優遇措置が適用される場合があるうえ、半減も25%に対してと、規定された。また、経済特区及び上海浦東新区限定の措置であることを通知の中で再三強調しているところから、地域特定の外資優遇措置を見直そうとする政府の姿勢がうかがえる。なお、ハイテク企業の認定条件に関しては、この通知でも、具体的に示されなかった。

そして、2008年2月22日付けの財政部と国家税務総局連名の「企業所得税の若干の優遇政策に関する通知」において、「企業所得税法」等で明記されたものを除き、2008年1月1日以前に実施されていた企業所得税関連の優遇措置(付表としてリストを提示)の廃止が宣言された(注19)。他方、この通知では、ソフトウェアと集積回路の産業振興を目的として、従業員研修費用として実際にかかった額を課税所得額計算時に控除することを認めるなど、企業所得税に係る一定の減免措置を講じることも明記された。地場企業と同一とはいえ、税制上の優遇措置を活用して、特定産業の外資企業を誘致しようとする中国政府の新しい外資導入政策の一端が示されたといえよう。

## 2) ハイテク企業認定基準の確定

「企業所得税法」や「実施条例」で事実上

先送りされていたハイテク企業の認定条件を具体的な数値も含めて明記したのが「ハイテク企業認定管理弁法」（正式には、「高新技術企業認定管理弁法」）である（注20）。2008年4月14日に公表された「ハイテク企業認定管理弁法」では、「中国（香港、マカオ、台湾を含まず）で設立登録され、過去3年以内の自主研究開発、譲渡、寄贈、M&A等を通じて、または5年以上の独占使用許可権などの方式により、その主な製品（サービス）の核心的な技術に対して、自主的な知的財産権を保有」するなど、6項目の条件を同時に満たさなければならないと、規定された（注21）（図表8）。国内の技術水準を高めたい政府の意気込みが感じられる半面、買収や独占使用許可権でも認定されることから、地場企業が知的財産権の安易な確保に動き、自らの研究開発能力向

上のための努力を疎かにする可能性も指摘出来る。

同管理弁法の付属書として「国家重点支援ハイテク領域」（国家重点支持的高新技術領域）が示され、電子情報やバイオ・新医薬、新エネルギー・省エネ技術といった8つの領域に対象を絞り込んでいる。新エネルギー・省エネ技術における太陽エネルギー熱利用技術など、育成したい技術を細かく例示する一方、陳腐化した技術等に関しては認定しない方針を明示した。レベルアップが本当に必要な技術を選別しようとする関係当局（科学技術部、財政部、国家税務総局）の姿勢がリスト全体から看取出来る。

その後、2008年7月8日付けで、「高新技術企業認定管理工作指引」（ハイテク企業認定活動手引）が科学技術部、財政部、国家税

図表8 ハイテク企業認定条件

条件項目	主要基準
知的財産権	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国（香港、マカオ、台湾を含まず）で設立登録された企業</li> <li>最近3年以内の自主研究開発、譲渡、寄贈、M&amp;A等を通じて、または5年以上の独占使用許可権などの方式で保有</li> <li>その主な製品（サービス）の核心技術であること</li> </ul>
製品（サービス）の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>付属書として掲載された「国家重点支援ハイテク領域」の規定範囲</li> </ul>
人員比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学専科（3年制）以上の学歴を有する科学技術要員が総従業員数の30%以上、その内、研究開発要員が同10%以上</li> </ul>
研究開発投入額	<ul style="list-style-type: none"> <li>最近3年間の研究開発投入総額が、直近1年の販売収入5,000万元未満の場合はその6%以上、5,000万元～2億元の場合はその4%以上、2億元を超える場合はその3%以上の規模であること</li> <li>当該企業の研究開発費用総額の60%以上が中国国内で発生していること</li> </ul>
ハイテク製品（サービス）による収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の当該年総収入の60%以上</li> </ul>
指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発組織の管理水準、科学技術成果の商品化能力、販売及び総資産成長性等の指標が別途制定される基準を満たすこと</li> </ul>

（資料）ジェトロ『日刊通商弘報』（2008年4月24日付け記事）など

務総局の連名で公布された（注22）。同手引では、「ハイテク企業認定管理弁法」の中では、別途制定となっていた研究開発組織の管理水準などの具体的かつ客観的な評価基準が示された。認定申請手続き、研究開発要員及び費用の算出基準なども盛り込まれている。手引の制定により、認定作業において担当者の恣意性が入る余地は縮小したと考えられる。

一連の法規の整備を通じて、育成したいハイテク業種の選別、客観的かつ具体的な基準による認定が法的に担保されたといえよう。

### 3) 研究開発拠点の設置等に対する税制上の優遇付与

「企業所得税法」関連以外でも、外資誘致政策につながる法整備が近年進展している。例えば、中国国内での研究開発能力を向上させる観点から、外資企業の研究開発拠点の設置を促す税制優遇措置を導入した財政部、海関総署、国家税務総局の3部門連名の通知が2009年10月10日付けで公表された（注23）。2009年7月1日～2010年12月31日という期限付きではあるが、研究開発用設備を輸入した場合、関税等が免除される。また、中国で生産された設備を購入した場合、増値税（付加価値税）が還付される。2009年10月1日以降に設立された外資の研究開発拠点の内、①独立した法人であれば、投資総額が800万ドル以上、企業内の研究機関であれば、研究開発費用が800万ドル以上、②研究・開発人員が150人以上、③設立後に購入した設備の累

計取得原価が2,000万元以上という3つの条件を満たせば、こうした優遇措置を享受出来る（2009年9月30日以前の設定の場合、3つの条件はそれぞれ緩和され、優遇措置を享受出来る）。

また、上海市では、多国籍企業の地域本部誘致を目的として、①新設あるいは移転時の補助金提供、②オフィスの購入や賃貸に対する補助金、③年間売上高が初めて10億元（地域本部の性格によっては、5億元）を超えた際の奨励金支給などの優遇措置が法規化されている（注24）。北京市でも、ほぼ同内容の措置を講じている。ただし、親会社の資産総額が4億ドル以上など、優遇措置を享受するための条件は、いずれも極めて厳しい。外資の地域本部であれば何でも歓迎するというものではなく、世界的な知名度を有した巨大多国籍企業のみ誘致したいという本音が規定の文言からうかがえる。

### (3) 「企業所得税法」採択後に示された政府の外資誘致方針

#### 1) 「外商投資産業指導目録」の改訂

法制面に続き、「企業所得税法」採択後の政府（地方政府も含む）による外資誘致政策の変化を①「外商投資産業指導目録」の見直し、②外資誘致に関する新しい基本政策方針、の2点に分けて考察したい。

2007年12月1日、「外商投資産業指導目録」（以下、「目録」）が施行された（注25）。1995

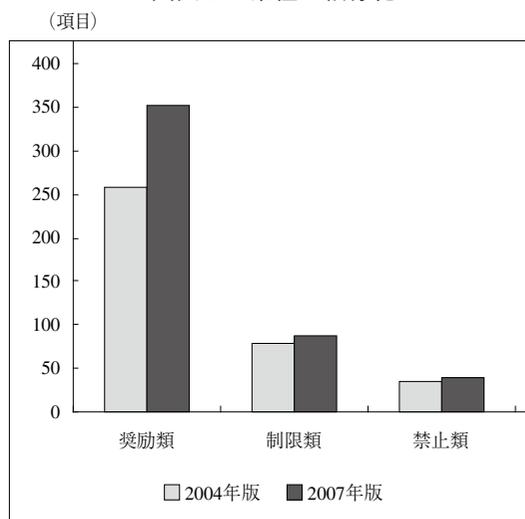
年の最初の施行から4回目となる改訂版の施行である。「いずれの分野に投資するにせよ、所管官庁の認可が必要」ではあるものの、どのような業種への直接投資であれば中国政府は歓迎してくれるのか、事業認可を全く期待出来そうもないのかを見極める目安として、「目録」は重要な役割を果たしている（注26）。「目録」の見直し内容から、経済・産業政策の変化を把握出来よう。そこで、「目録」の2007年版と2004年版（施行は、2005年1月1日）を比較すると、次の2点が見直しの主な特徴と位置付けられる（注27）。

第1に、業種の細分化である。2007年版の「目録」では、外資企業による投資を奨励する業種（奨励類）が351項目掲載された（図表9）。これは、2004年版より94項目多い。さらに、制限する業種（制限類）は9項目、禁止する業種（禁止類）は5項目、2004年版より増加している。

数に加え、内容面でも細分化がみられる。例えば、デジタルカメラの生産は、2004年版、2007年版の両方で奨励類に含まれる。ただし、2004年版では生産という漠然とした指摘にとどまっていたのに対し、2007年版は600万画素以上の高速一眼レフカメラの製造と、高度化を伴った詳細な表記となっている。このように、外資による直接投資を歓迎したい業種、来てもらいたくない業種の具体化あるいは選別化が進んだといえよう。

第2に、他の経済政策目標に資する方向で

図表9 業種の細分化



(資料) 商務部ホームページなど

の修正が行われたことである。2007年当時の経済状況を振り返ると、投資主導の成長路線に伴う景気過熱や貿易不均衡（黒字）の拡大は正が強く求められていた。省エネ・環境対策に取り組む必要性が胡錦濤政権内部で高まっていた時期でもある。

2007年版の「目録」において、「製品が全て輸出される許可類の外商投資プロジェクト」が奨励類から削除されたことは、こうした状況を踏まえた結果と考えられる（注28）。従来の外資政策では、輸出振興のため、製品の一定比率以上を輸出する外資企業に優遇措置を積極的に付与していた。したがって、この削除は従来とは正反対の方針転換が行われたと解釈出来よう。

不動産業では、一般住宅の建設を奨励類か

ら削除する一方、不動産仲介等が制限類に追加された。不動産市場の過熱を沈静化させるため、外資企業の参入制御を強化したと考えられる。小規模投資の過多に伴う資源の浪費や汚染物質の大量排出を防ぐ目的も加味されてか、衛生陶器やエチレンなどの奨励類項目の一部では、生産能力の条件（衛生陶器の場合は年産50万個以上から100万個以上、エチレンの場合は年産60万トン以上から80万トン以上）が引き上げられた。

また、太陽エネルギー電池生産の専用設備製造や環境保護型印刷用インクの生産等が2007年版「目録」の奨励類に追加された。この見直しは、省エネ・環境保護政策推進の一環と位置付けられる。

なお、中西部及び東北地域で外資企業による投資を「優先奨励する産業リスト」として、「中西部地区外商投資優勢産業目録」が制定されている（注29）。2008年12月23日に同目録の2回目の改訂版が公布され、2009年1月1日より施行された。改訂版において、リスト掲載数の増加と細分化、環境保護重視については、「目録」での見直しが継承されたと判断出来る。

## 2) 中央・地方政府による基本政策方針の発表

2010年入り後、外資誘致政策に関する新しい基本方針が示されているが、2009年12月30日の国務院常務会議はその契機と位置付け

られる（注30）。2008年11月5日の4兆元規模の景気対策の実施決定が象徴するように、2008年末から2009年にかけての国務院常務会議では、短期的な景気回復に直結する議論を優先していた。外資誘致は短期的な成長押し上げ効果もあるにせよ、どちらかといえば、長期の成長持続や経済発展にかかわる問題である。そのため、政府が外資誘致政策について討議し、何らかの決定を下すこと自体、景気回復により、長期的な課題に取り組む余地が増大した証左といえよう。

決定内容のみても、長期的な視点に基づいた方針が盛り込まれている。開放分野の拡大を掲げる一方、ハイテク産業、新エネルギー産業、省エネ・環境保護産業など、重点奨励業種への外資誘導を前面に押し出した（図表10）。いずれも、労働集約型から知識・技術集約型への産業構造転換の観点から、政府が育成に注力するようになった業種である。中西部へのシフト、追加投資を歓迎する方針も、内陸振興による抜本的な地域格差是正の意味合いが強いと考えられる。

2010年4月13日、「外資利用の一層の改善に関する国務院の若干の意見」（以下、「意見」）が公表された（注31）（図表11）。これは、前述の国務院常務会議における決定を具体化したものであるが、踏み込んだ指摘もみられる。とりわけ、企業誘致については、内容の拡充が顕著である。

「意見」においても、最先端の製造業、ハ

イテック産業、省エネ・環境保護産業などが投資奨励業種にあげられているが、国務院常務会議では言及されなかった多国籍企業による研究開発センター等の設立、外資企業によるサービス・アウトソーシングへの投資なども奨励項目に盛り込まれた。技術水準を含む企業競争力の向上という中国の国家戦略に沿った追加と考えられる。半面、「両高一資」（エネルギー消費量や汚染物質排出量が多く、資

源消費型）とされる業種に加え、生産過剰業種の設備拡張プロジェクトを「厳しく制限」することも打ち出している。制限対象の業種では、景気過熱防止の一環として、抑制策が最近再び強化されている。こうした状況を総合し、「意見」は、プラス、マイナス両面で企業（業種）を選別誘致する姿勢を強めたのであろう。

「意見」では、条件を満たした外資企業の資金調達手段の拡大（株式公開、人民元建て社債の発行を含む）が重要検討事項に位置付けられた。一部の業種や大型案件等の例外を除く地方政府への審査・認可権限委譲について、具体策を含めて掲げるなど、今後の政策改善の方向性が明確に提示されており、その点では、企業（業種）の選別誘致と同様、2009年末の国務院常務会議での決定に比べて前進したと評価出来る。

中西部（内陸部）重視の方針は、2009年末

図表10 2009年12月30日の国務院常務会議

重点項目	主な内容
奨励業種	・最先端の製造業、ハイテック産業、近代的なサービス産業、新エネルギー産業、省エネ・環境保護産業への外資導入を奨励
地域	・中西部へのシフト、追加投資を歓迎し、技術資金関連の支援強化を検討
M&A	・外資によるM&Aを通じて、国内企業の再編が推進されるよう誘導
審査・許認可	・可能な限り、審査や許認可の範囲を縮小するとともに、透明性を高める
投資環境の整備	・開発区（工業団地）の秩序ある発展、外貨資本金の決済手続きの簡素化など

（資料）中国政府公式サイト

図表11 国務院が示した外資誘致政策方針  
(2010年4月13日公表)

主な特徴	ポイント
産業政策と連動した選別的な企業誘致	・最先端の製造業、ハイテック産業、省エネ・環境保護産業などへの投資を奨励 ・資源の浪費や汚染につながるプロジェクト、生産過剰業種の設備増強プロジェクトなどは制限
地方への権限委譲等の検討	・金融、通信サービスを除く、サービス産業の企業設立については、関連法規に基づき地方政府が審査・認可できるよう権限を委譲 ・総投資額3億ドル以下の奨励類、許可類プロジェクトは、一部例外を除き、地方政府が審査・認可を行う ・条件を満たした外資企業の資金調達手段拡大策として、株式公開、人民元建て社債の発行も含めた検討を行う
中西部への投資誘導	・条件を満たした西部地域の企業（内外問わず）に対する企業所得税優遇措置を継続 ・東部から中西部への外資企業の移転を奨励

（資料）中国政府公式サイト

の国务院常务会议に続き、「意見」でも改めて確認された。環境面に配慮しつつ、労働集約型産業を東部から中西部に移転することについても共通しているが、行政サービスの利便性向上などの具体策が「意見」では追加されている。西部に進出した企業(内外問わず)に対する企業所得税優遇措置の継続も示しており、外資企業による投資を増やし、内陸部の経済発展を加速させようとする中央政府の意向は、一層鮮明になったといえよう。

地方政府による外資誘致政策の新しい基本方針として、「中国中部地区外商投資促進計画」があげられる(注32)。同計画は、5月14日に商務部から公表されたため、中央政府の方針と誤解されやすいが、策定者として、商務部(外資担当部署及び研究機関)、投資環境整備アドバイザー・サービス(世界銀行グループ)とともに、中部の6つの省政府の関係部門の名称も記載されている。計画の前書きにおいても、6つの省政府と共同で作成した点が強調されている。同じく前書きから引用すれば、この計画は「初めての地域性投資促進発展計画」であるが、複数の省を包含した外資誘致の中期計画(2009年～2014年の5年間)という意味では画期的といえよう。

また、この計画では、中部地域内の「悪性競争」(過度な誘致競争による共倒れ)を回避するため、内外の産業分業構造における位置付け(現状、目標、優位性など)をそれぞれ

明確にしたうえで、域内の各省が相互補完する産業連携関係を構築しなければならないと述べられている。地方政府間の政策調整が十分図られず、同一業種の外資企業を奪い合う「悪性競争」に陥りがちな現状を踏まえた方針表明と推測される。

内容面で注目される特徴は、以下の3つである。

第1に、どの地域の外資企業を誘致活動の重点に位置付けるかということである。実際の外資誘致活動では、国や地域を問わずとなるか、先進国の多国籍企業、とりわけ大企業に偏る傾向がみられた。今回の計画でも、「既存の技術力を向上させるため」、西欧や北米などの多国籍企業を重点対象の一つと位置付けている(注33)。半面、中部地域の産業のレベルアップや雇用創出の観点から、日本や韓国などからの中小企業の誘致も、長期に亘る目標として明記された。その際、先進国は「強固な基盤と高い専門性を有する中小企業群を擁している」が、こうした中小企業はコスト削減や優位性維持の観点から、海外での企業設立を検討していると説明した。内外の現状分析を十分積み重ね、誘致方針を策定したことがうかがえる。

第2に、製造業中心の外資誘致方針を明言していることである。重点対象として、エネルギー、機械製造業(主として、鉱山設備、製錬設備、農業用機械、車両、船舶)、アパレル、食品、軽工業、電子といった労働集約

型産業が例示された。物流なども含まれているが、対象の大半は製造業に該当すると考えられるものである。この計画の前半部分において、中部は30の製造業部門のうち、15業種で「絶対的に優位」か「相対的に優位」と評価している。こうした評価から、製造業中心の外資誘致方針を打ち出したと考えられる。また、中部には、加工貿易企業の重点受け入れ地が20カ所存在していることなど、労働集約型産業をはじめとする企業の沿海部から内陸部への移転推進方針と符合する記述が多くみられる。中央の外資誘致方針との整合性維持に注意を払う必要はあるものの、こうした業種の外資企業が直接進出あるいは東部からの移転を加速させた場合、中部の経済発展のみならず、東部の産業高度化を促すことにもなる。

第3に、中部の長所を十分念頭に置いた誘致方針を講じていることである。例えば、中部地域における投資受け入れ重点箇所として、地域内の主要都市とともに、長江デルタ、珠江デルタ、環渤海という中国にとっての三大経済圏（いずれも沿海）に近い場所が盛り込まれた。中部が交通の要衝であることをアピールしていることなども含め、地理的要因を最大限に活用して、外資企業を誘致しようとする中央・地方政府の姿勢が強く感じられる。

(注3) 「第11次5カ年計画」の日本語訳は、『月刊中国情勢』2006年5月号(中国通信社)を利用した。原文は、

国家発展改革委員会の公式サイト (<http://ghs.ndrc.gov.cn/ghjd/115gyxj/001a.htm>) を参照されたい。

(注4) 三浦 [2010] P.5～P.6

(注5) 杜・劉 [2009] P.41

(注6) 「外資利用第11次5カ年計画」の原文は、国家発展改革委員会の公式サイト ([http://www.ndrc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzczh/t20061109\\_92874.htm](http://www.ndrc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzczh/t20061109_92874.htm)) を参照。なお、本稿執筆の際、『月刊中国情勢』2006年12月号(中国通信社)掲載の日本語全文訳も参考にした。

(注7) 向山・佐野 [2007] P.29

(注8) 本稿では言及しなかったが、労働者の権利保護を目的とした「労働契約法」の施行も、重要な見直しの一つと位置付けられる。同法の注目点等については、杜・劉 [2009] を参照されたい。

(注9) 「企業所得税法」の原文は、中国政府の公式サイトを参照されたい ([http://www.gov.cn/ziliao/ffg/2007-03/19/content\\_554243.htm](http://www.gov.cn/ziliao/ffg/2007-03/19/content_554243.htm))。

(注10) 『日刊中国通信』2007年3月13日付け記事

(注11) 江田 [2009] P.48

(注12) 江田 [2009] P.49

(注13) 経済産業省 [2010] P.181

(注14) 原文は、『中国国際電子商務網』 ([http://jm.ec.com.cn/article/jmzx/jmzytz/200711/520299\\_1.html](http://jm.ec.com.cn/article/jmzx/jmzytz/200711/520299_1.html)) を参照。

(注15) 本稿における「企業所得税法」の日本語訳は、『月刊中国情勢』2007年4月号(中国通信社)を利用した。

(注16) 「実施条例」の日本語訳は、ジェトロホームページ掲載のもの ([http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/pdf/tax\\_027.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/pdf/tax_027.pdf)) を利用した。原文は、国家税務総局の法規データベース (<http://202.108.90.178/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=1174&flag=1>) を参照されたい。

(注17) ジェトロ『日刊通商弘報』(2008年1月8日付け記事)。原文については、中国政府の公式サイト ([http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/29/content\\_847112.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/29/content_847112.htm)) を参照されたい。

(注18) 通知の日本語訳は、日綜(上海)投資コンサルティング有限公司のサイト (<http://www.jris.com.cn/noticejp/1123-2007-12-30.html>) など、原文は国家税務総局のサイト (<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480902/7284982.html>) を参照されたい。

(注19) 通知の日本語訳は、日綜(上海)投資コンサルティング有限公司のサイト (<http://www.jris.com.cn/noticejp/1162-2008-03-14.html>) など、原文は国家税務総局の法規データベース (<http://202.108.90.178/guoshui/action/GetArticleView1.do?id=2001&flag=1>) を参照されたい。

(注20) 原文については、国家税務総局の公式サイト (<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554139/7827326.html>) を参照されたい。

(注21) ジェトロ『日刊通商弘報』2008年4月24日付け記事の文言を一部改変して引用。

(注22) 原文については、ハイテク企業認定申請を受け付ける

ための公式サイト ([http://www.innocom.gov.cn/web/static/articles/catalog\\_3/2009-07-28/article\\_2820410421c5bfc50121c7e174b90054/2820410421c5bfc50121c7e174b90054.html](http://www.innocom.gov.cn/web/static/articles/catalog_3/2009-07-28/article_2820410421c5bfc50121c7e174b90054/2820410421c5bfc50121c7e174b90054.html)) で確認されたい。なお、2008年8月26日付けのジェトロ『日刊通商弘報』にて、同手引に関する記事が掲載されている。

- (注23) 原文は、国家税務総局の公式サイト (<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9309334.html>) を確認されたい。なお、本通知に関する記述は、2009年11月18日付けジェトロ『日刊通商弘報』の記事を参照した。
- (注24) 多国籍企業地域本部の設立奨励に関する上海市の規定は、「投資上海」(市政府の誘致活動公式サイト、<http://www.investment.gov.cn/investment/pages/cn/information.do?method=list&menuId=1130335502528>) に掲載されている。また、上海市及び北京市による地域本部誘致策関連の資料は、日中投資促進機構から入手した。なお、この部分も含め、中国に進出して各種優遇措置の適用を受けようとする場合、最新状況の確認や法律・会計・税務の専門家との相談など、事前の十分な準備が望まれる。
- (注25) 2007年版「目録」の原文は、商務部公式サイトで参照されたい (<http://www.mofcom.gov.cn/column/print.shtml?b/f/200711/20071105248462>)。日本語訳については、日中経済協会 [2009] P.420～P.445を参照。
- (注26) 日中経済協会 [2009] P.29
- (注27) 2007年版と2004年版の詳細な比較は、三井住友銀行のホームページ (<http://www.smbc.co.jp/hojin/international/monthly.html>) に掲載されている『SMBC China Monthly』2008年1月号、2月号の特集記事などを参照されたい。
- (注28) 許可類とは、奨励類、制限類、禁止類のいずれにも掲載されていないすべてのプロジェクトを指し、政府からの歓迎度合いは、奨励類より低く、制限類や禁止類よりは高い。
- (注29) 日中経済協会 [2009] P.46。「中西部地区外商投資優勢産業目録」の原文については、国家発展改革委員会公式サイト ([http://www.ndrc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzczjtc/t20081224\\_253116.htm](http://www.ndrc.gov.cn/wzly/zcfg/wzzczjtc/t20081224_253116.htm)) を参照されたい。
- (注30) 中国政府公式サイト ([http://www.gov.cn/dhd/2009-12/30/content\\_1500149.htm](http://www.gov.cn/dhd/2009-12/30/content_1500149.htm)) 参照。
- (注31) 中国政府公式サイト ([http://www.gov.cn/zwgk/2010-04/13/content\\_1579732.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2010-04/13/content_1579732.htm)) 参照。
- (注32) 原文は、「中国投資指南」([http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/tzdt/zl/zlmc/zxgg/t20100512\\_121594.htm](http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/tzdt/zl/zlmc/zxgg/t20100512_121594.htm)) を参照。「中国投資指南」とは、中国商務部による投資促進目的の公式サイトである。
- (注33) ジェトロ『日刊通商弘報』2010年5月27日付け記事

### 3. 「第12次5カ年計画」と外資誘致政策

#### (1) 政策継続下での構造変化の進展

2007年の「企業所得税法」公布以降の法整備や外資誘致政策の変遷を概観すると、政府は選別的な外資企業誘致を強めているとの結論が導き出される。それでは、この流れは継続されるのか否か。以下では、現在策定中の「第12次5カ年計画」と関連させながら、外資誘致政策の今後について、検討したい。

足元の景気動向や経済運営から、2011年からの「第12次5カ年計画」では、経済面でのバランス重視の指針、具体的な取り組みが数多く盛り込まれる可能性が高い。そのため、個人消費の拡大、省エネ・環境保護に資する企業や産業は重点支援対象と位置付けられる半面、生産過剰あるいは「両高一資」型業種への投資は厳しく抑制されるであろう。東部地域ではサービス産業への構造転換、中西部地域では環境に配慮しつつ、製造業の振興が今後5年間の重要目標に設定されると想定される。外資誘致政策自体も、5カ年計画で言及されることになろうが、他の経済・産業政策との連動性を深めている状況下において、相反するような戦略にはならないと考えられる。むしろ、産業高度化や格差是正に資する外資企業の誘致という姿勢を全面に打ち出したものとなろう。

「第11次5カ年計画」で盛り込まれた「外資利用の質的向上」等の方針を推進するため、初の「外資利用5カ年計画」が2006年11月に公表された。この経緯を踏まえると、「第12次5カ年計画」が全国人民代表大会で採択され、本格的に始動した直後、遅くとも2011年以内に、新しい外資利用5カ年計画が発表される公算が大きい。その中では、これまで指摘した選別的な誘致政策を法規面も含め、一層強力に推し進める内容になると見込まれる。

上述の外資誘致政策が継続されるとの前提の下、対中直接投資の規模は、現状維持ないしは緩やかな減少傾向をたどると想定される。直近の数カ月に限れば、実行ベースの金額、新規契約件数とも、前年同月を上回っているものの、これは比較基準である2009年からの反動効果を含んでいる。1. で言及したように、契約件数は近年減少傾向をたどっており、反動効果ははく落した後は、契約件数の減少は不可避と見込まれる。やがて、実行額にも影響が出てくるであろう。中国政府は対中直接投資額の量的拡大に固執しなくなっており、減少が急激あるいは大幅なものでなければ、静観の姿勢を保つであろう。

その一方、中国以外の国や地域が、製造業での海外からの直接投資で中国の代替的な役割を全面的に果たす状況は当面想定しにくい。中国市場の需要拡大期待に基づき、先進国や新興国の大企業が対中進出を強めていることも事実である。以上を総合すると、対中

直接投資は急増でも急減でもなく、緩やかな減少傾向を示すものの、高水準を持続するという展開が最も現実的と思われる。

業種別、地域別については、構造変化の着実な進展が想定される。まず、業種別では、第二次産業の占める割合が低下する一方、第三次産業の割合が上昇すると考えられる。雇用創出に加え、個人消費拡大策の推進なども勘案すると、沿海部を中心に、第二次産業と第三次産業のシェアが逆転する省（直轄市）が増えるであろう。内陸部でも、第三次産業向けの先行投資の拡大が期待される。その際のけん引役は、金融、卸売・小売、情報通信・コンピュータサービス及びソフトなどとみられる。不動産については、過熱防止の観点から、海外からの直接投資を抑制しようとする局面も想定されるため、けん引役としては期待しにくい。

地域別では、東部への集中傾向は徐々に緩和される。製造業を中心に、中部及び東北地域が対中直接投資の主要な受け皿として成長していくことが見込まれる。西部地域については、外資誘致政策による誘導、投資環境の重点的整備が進展し、長期的な増勢を期待出来る半面、東部からの距離、人口の少なさや人口密度の低さがネックとなり、全体に占める割合が短期間で急上昇する状況は考えにくい。

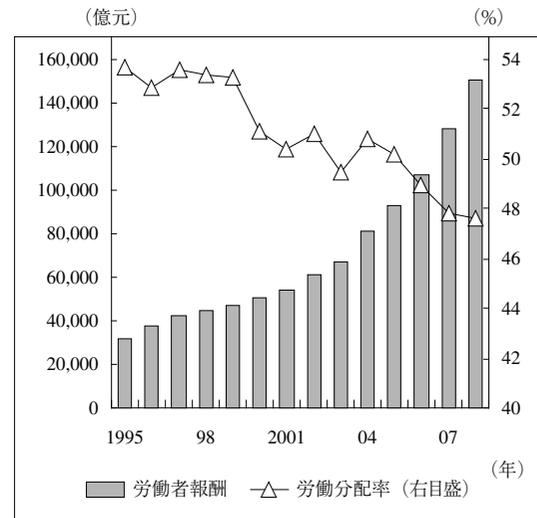
## (2) 他政策との相互促進作用

2010年入り後、企業経営への影響を考慮し

て一時凍結されていた最低賃金の引き上げが相次いだ。1米ドル=6.83元前後の水準を2008年後半以降維持してきた人民元レートは、弾力性を高めるとの中国人民銀行声明（6月19日）を境に、緩やかな元高が進んでいる。このように、最近変化が生じた労働政策や為替政策はいずれも、外資企業の中国進出を左右する要因と位置付けられ、外資誘致政策にも影響を及ぼすと考えられる。そこで、本稿の締めくくりとして、賃上げや元高基調の継続期間、対中直接投資への影響度合いなどの点を検討したい。

政府は、個人消費の拡大をバランスの取れた成長持続の柱と位置付け、各種の対策を進めているものの、労働分配率（労働者報酬／国民総収入）は、低下傾向を示している（図表12）（注34）。消費の持続的拡大を実現するため、所得分配の見直しや賃上げ推奨などの取り組みを今後加速させ、労働分配率の上昇を図っていくものと見込まれる。報道によると、「第12次5カ年計画」で「所得倍増計画」の導入が検討されている模様である。これが実現した場合、政府が年平均15%以上の賃金上昇を企業側に求めてくるのは、不可避と考えられる。景気が再び悪化すれば、最低賃金基準の据え置き等の緩和措置を行うかもしれないが、それはあくまで一時的なものであり、次期計画の5年間、労働者報酬の大幅な増加に向けた取り組みが継続していくことになる。そして、このような労働政策の円

図表12 労働者報酬と労働分配率



(注) 労働分配率=労働者報酬／国民総収入  
(資料) CEICデータベース、国家統計局

滑な推進に向け、中央・地方の外資誘致機関には、高収入を期待出来る業種・企業の誘致が強く要請されるであろう。消費喚起につながる業種の誘致活動が一段と活発化することも予想される。

人民元レートの維持から緩やかな元高容認へと転換した要因は、①対中批判の緩和、②インフレ抑制及び資産バブルの回避（中国人民銀行の見解）の2つに集約される。物価の沈静化や貿易摩擦の回避が実現すれば、元高に誘導する必然性は薄らぐ。輸出企業への影響やドル建て資産（米国債など）価値の低下も勘案すると、急激な元高はデメリットを伴う。半面、自国通貨の増価は、輸入価格の低下、対外購買力の上昇に寄与する。個人消費拡大策の推進には、大きな促進要因となろう。

また、低価格を武器とした輸出戦略を転換し、製品の高付加価値化や技術水準の向上に取り組むことを企業に促す効果も期待される。メリット、デメリットを総合すると、緩やかな元高基調で当面推移する可能性は高い。

「第12次5カ年計画」に「緩やかな元高」継続の方針が盛り込まれるかどうかは別として、輸出品の高付加価値化や技術水準の向上は明記され、そうした国家目的に即した外資ハイテク企業が歓迎されるであろう。労働集約型の外資企業にとっては、対中直接投資実施に向けたハードルが一段と高くなると同時に、内陸部への進出を推奨される機会が増大すると見込まれる。

以上を総合すると、賃金上昇及び緩やかな元高容認といった政策は、選別的な外資誘致政策を加速させる可能性が高い。わが国をはじめとした外資企業においては、選別的な外資誘致政策の推進を織り込んだ対中事業戦略の策定が求められる。とりわけ、沿海部に生産拠点を有する企業、労働集約型、輸出指向型の企業では、現地での生産活動を維持するのか、内陸部もしくは近隣諸国に移転するかという判断も含めた検討が急務と思われる。

(注34) 国民総収入は、国民総所得に相当する中国語である。

<主要参考文献>

1. 江田真由美 [2009] 「加工貿易企業の今後はどうなるのか」 (江原規由・箱崎大編『中国経済最前線—対内・対外投資戦略の実態』) ジェトロ
2. 大橋英夫・丸川知雄 [2009] 『叢書中国の問題群6 中国企業のルネサンス』岩波書店
3. 経済産業省編 [2010] 『通商白書2010』日経印刷株式会社
4. 財団法人国際経済交流財団 [2010] 『中国マクロ経済政策に関する調査研究報告書』
5. 杜進・劉曙麗 [2009] 「法律・法規の改定から見た外資政策の変化」 (渡辺利夫、21世紀政策研究所監修『中国の外資政策と日系企業』) 勁草書房
6. 日中経済協会編 [2009] 『中国投資ハンドブック2009/2010』日中経済協会
7. 日本経済新聞社編 [2010] 『日中逆転 膨張する中国の真実』日本経済新聞出版社
8. 三浦有史 [2010] 『不安定化する中国—成長の持続性を揺るがす格差の構造』東洋経済新報社
9. 向山英彦・佐野淳也 [2007] 「中国における外資政策の変化と外資企業の対応」日本総合研究所『環太平洋ビジネス情報RIM』2007 Vol.7 No.26